

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年12月10日
【計算期間】	第7期（自 平成30年3月13日 至 平成30年9月10日）
【ファンド名】	あおぞら・日本株式フォーカス戦略ファンド
【発行者名】	あおぞら投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 原田 政明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【事務連絡者氏名】	大久保 由美子
【連絡場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【電話番号】	03-6752-1050
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、厳選したわが国の株式に集中投資を行うことで、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ここでいう「集中投資」とは、ファンダメンタル・ボトムアップ・リサーチおよび業種の分散等により厳選された10～20銘柄程度の株式に投資するもので、1銘柄の投資比率が本ファンドの純資産総額の10%を超える投資を行うものではありません。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の通り分類されます。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年 1 回	グローバル	ファミリーファンド
一般	年 2 回	（日本を含む）	ファンド・オブ・
大型株	年 4 回	日本	ファンズ
中小型株	年 6 回	北米	
債券	（隔月）	欧州	
一般	年12回	アジア	
公債	（毎月）	オセアニア	
社債	日々	中南米	
その他債券	その他	アフリカ	
クレジット属性	（ ）	中近東	
（ ）		（中東）	
不動産投信		エマージング	
その他資産			
（投資信託証券（株式 一般））			
資産複合			
（ ）			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で
の為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

本ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分
表」の投資対象資産は異なります。

その他資産（投資信託証券（株式 一般））...目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実
質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいい、大型株、中小型株属性にあてはまらない全
てのものをいいます。

年 2 回...目論見書または信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
をいいます。

ファミリーファンド...目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資され
るものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ
（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

ファンドの目的

主として、厳選したわが国の株式に集中投資を行うことで、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

※ここでいう「集中投資」とは、ファンダメンタル・ボトムアップ・リサーチおよび業種の分散等により厳選された10～20銘柄程度の株式に投資するもので、1銘柄の投資比率が本ファンドの純資産総額の10%を超える投資を行うものではありません。

ファンドの特色

1 日本株式の中から、成長性があり、株価水準が割安と判断される銘柄に投資します。

2 個別銘柄の選択はアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパンに委託します。

独自の調査力・体制

「グラスルーツ(草の根)」調査やグローバルな社内SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を通じて、事実検証による強い裏づけのある銘柄を発掘します。

3 高い確信度を持つ銘柄(15銘柄程度)に絞って投資します。

長期的、戦略的観点より、経験豊富なアナリストがトップ推奨銘柄を持ち寄り、適度な業種分散を図ります。

※本ファンドは、JPX日経インデックス400を運用上の参考指標とします。なお、本書において別段の注記がない場合は「本ファンド」に「マザーファンド」を含むものとします。

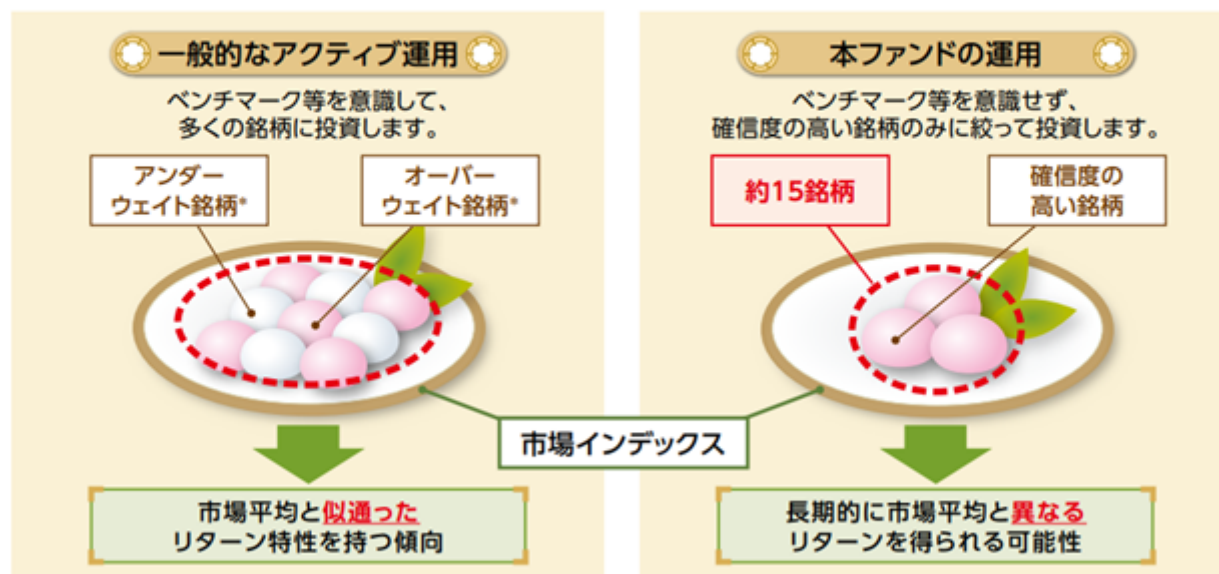
※本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用をアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社(以下「投資顧問会社」または「アリアンツ・グローバル・インベスターズ」ということがあります。)に委託します。投資顧問会社は運用の権限の委託を受けて、マザーファンドの運用指図を行います。

※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

一般的なアクティブ運用との違い

一般的なアクティブ運用では、運用の参考となるベンチマーク等を意識して、多くの銘柄に分散投資を行います。本ファンドでは、確信度の高い銘柄のみに絞って投資を行います。このため、長期的に市場平均と異なるリターンを得られる可能性があります。



* オーバーウェイト(アンダーウェイト)銘柄とは、ポートフォリオにおける当該銘柄の構成比が、ベンチマークにおける構成比よりも高い(低い)銘柄のことをいいます。

※上記は本ファンドの運用戦略を理解していただくための概念図であり、全てのケースを説明しているものではありません。

運用プロセス

本ファンドの運用は、ボトムアップ・アプローチで行います。ファンダメンタル分析を重視し、企業の本質的価値に比べ株価が過小評価されている銘柄群に着目、その中でも確信度の高い銘柄に集中投資することで、超過リターンを目指します。



※市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記プロセスのような運用ができない場合があります。また、上記運用プロセスは変更される場合があります。

※上記は本ファンドの運用プロセスについて、委託会社が作成したものです。

どのような銘柄を選ぶのか

本ファンドが投資する銘柄は、アナリストが推奨する確信度の高い銘柄にのみ絞っています。

アナリストのトップ推奨銘柄の特色

企業価値を見直すきっかけとなるような構造的変化や収益サプライズなどが見込める企業

企業価値と投資家認識に乖離があり、競合他社より割安な企業

長期成長性・特有の利益推進力がある企業

卓越した経営戦略を持った経営者がいる企業

日本株式への投資にグローバルの視点を活かす

グローバルな視点で日本企業の価値を見極めるためには、ネットワークを活かした調査体制やノウハウ・情報が大きな力

アライアンス・グローバル・インベスターズのリサーチの強み



チャッター (Chatter)

目的：役職・国・セクターを越えて、どの銘柄・トピックについても社内SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて、自由・活発に議論を行う。
検索可能な社内データベースとして社内で完全共有。
効果：海外における日本企業の評価や海外の競合他社の状況を瞬時に把握できる等の利点。



グラスルーツ・リサーチ (草の根リサーチ)

目的：ポートフォリオ・マネジャーやアナリストが選定した銘柄への詳細質問に対して、外部調査員が調査し、タイムリーな企業・業界情報を提供し、銘柄選定の確信度を上げる。
よりユーザーや消費者に近い情報を活かすことが出来る。
効果：特に海外事業や海外動向の分析において非常に高い有効性を発揮。

※市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記プロセスのような運用ができない場合があります。また、上記銘柄選定プロセスは変更される場合があります。

※上記は本ファンドの銘柄選定プロセスについて、委託会社が作成したものです。

投資顧問会社について

本ファンドの運用は、アライアンス・グローバル・インベスターズ・ジャパンが行います。アライアンス・グローバル・インベスターズ・ジャパンは、アライアンス・グループ傘下の運用会社です。

アライアンス・グループ

アライアンス・グループは、世界70ヵ国以上で保険、年金、退職金サービス、資産運用等のサービスを提供する総合金融グループです。
運用資産残高：約260兆円*

出所：アライアンス・グローバル・インベスターズ・ジャパン
*2018年6月末現在。1ユーロ=129.3237円換算

Allianz 
Global Investors

Understand. Act.

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（２）【ファンドの沿革】

2015年３月13日 信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



委託会社は、本ファンドと同じマザーファンドに投資を行うベビーファンドを私募投資信託にて設定・運用を行っております。当該私募投資信託の購入・換金等に伴う資金変動等により、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、本ファンドの基準価額に影響が及び場合があります。また、本ファンドと当該私募投資信託は異なるファンドであるため、ファンドに係る開示等に差異が生じる可能性があります。

* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

ファンドの関係法人

a. 委託会社：あおぞら投信株式会社

本ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

本ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理業務等を行います。

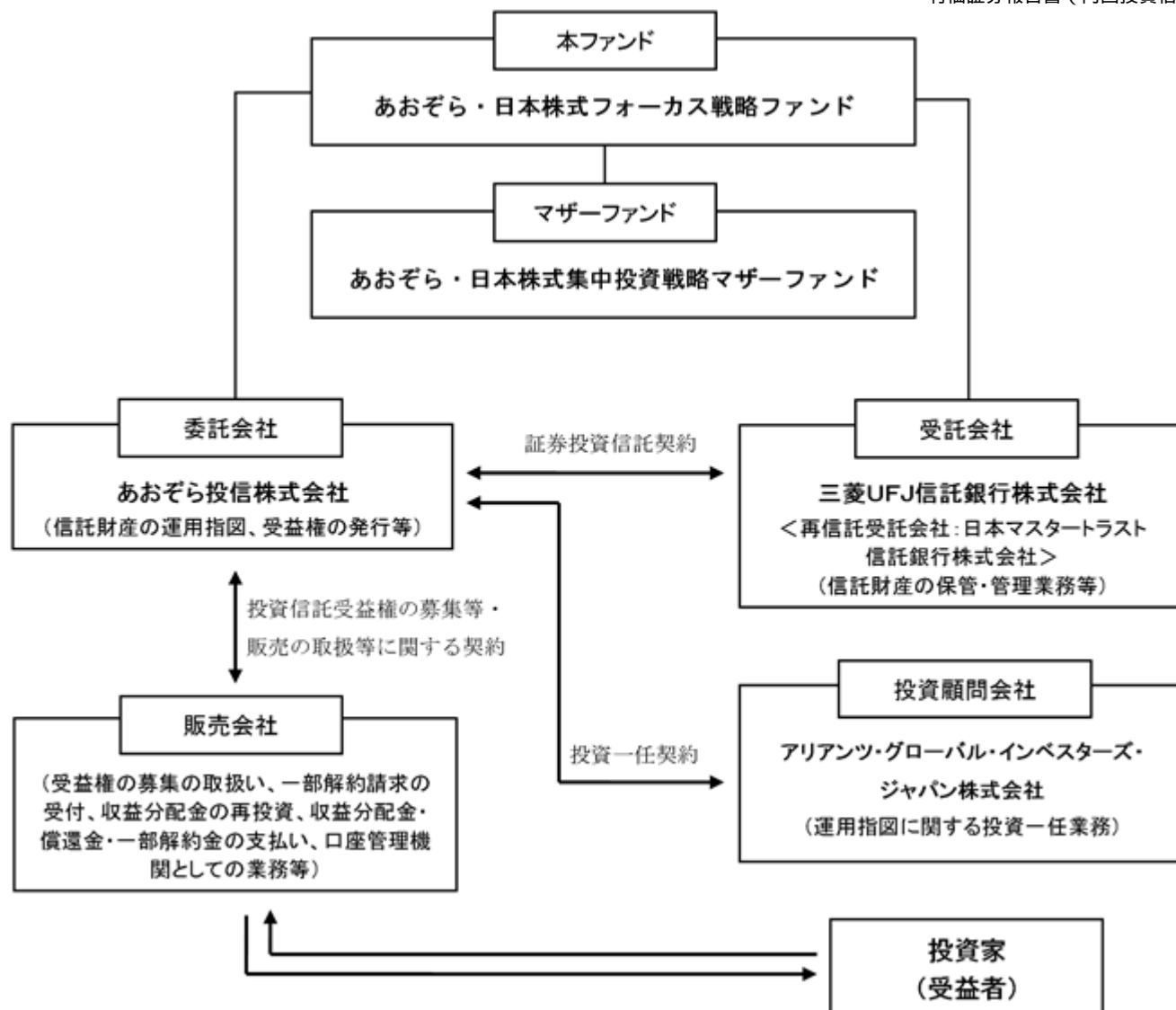
なお、信託事務の処理の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 販売会社

本ファンドの販売会社として、本ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

d. 投資顧問会社：アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社

投資顧問会社として、委託会社との契約により、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図を行います。



e. 契約の概要等

1. 証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、本ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

2. 投資信託受益権の募集等・販売の取扱等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定している契約です。

3. 投資一任契約

委託会社が投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に係る権限を委託するにあたり、運用の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担、投資顧問報酬等について規定している契約です。

委託会社等の概況（本書提出日現在）

- a. 資本金の額 4億5,000万円
- b. 委託会社の沿革
- | | |
|------------|--------------|
| 2014年2月4日 | 会社設立 |
| 2014年4月15日 | 投資運用業登録 |
| 2015年7月3日 | 第二種金融商品取引業登録 |
- c. 大株主の状況

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町六丁目1番地1	18,000	100

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

本ファンドは、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方針

a. 投資対象

あおぞら・日本株式集中投資戦略マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

b. 投資態度

1. マザーファンド受益証券への投資を通じて、ファンダメンタル・ボトムアップ・リサーチにより厳選したわが国の株式に集中投資を行います。
2. マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
3. 株式以外の資産（マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
4. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記（５）投資制限 h. から j. までに定めるものに限りま。
3. 金銭債権
4. 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

運用の指図範囲等

a. 委託会社は、信託金を、主としてあおぞら投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

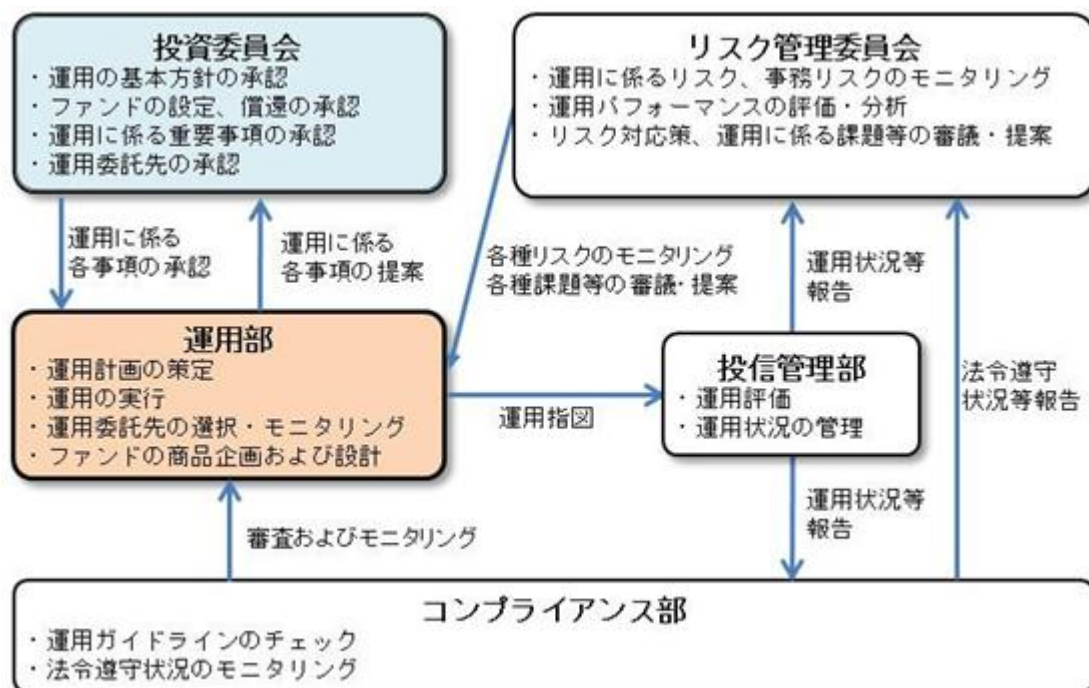
1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りま。
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記11.の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1.の証券および上記12.ならびに上記17.の証券または証書のうち上記1.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記6.までの証券、上記14.に定める投資法人債券および上記12.ならびに上記17.の証券または証書のうち上記2.から上記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および上記14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- b. 委託会社は、信託金を、上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの
 - c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記b.に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制

委託会社の運用体制における内部管理および本ファンドに係る意思決定を監督する組織は以下の通りです。



投資委員会は6名程度、リスク管理委員会は8名程度で構成されています。

- a. 本ファンドの運用者は、運用に関する社内規程（以下「本規程」といいます。）を遵守することが求められています。本規程は、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令等の遵守、投資者保護、公平性の確保等を主要目的としています。
- b. 運用に係るリスク管理および法令等・信託約款（運用の基本方針）の遵守の管理につきましては、運用部門とは別の投信管理部門（投信管理部およびコンプライアンス部）が担当します。投信管理部門は、定期的に運用パフォーマンスの評価・分析ならびに法令遵守状況の監視を行うとともに、その結果をリスク管理委員会へ報告します。

ファンドの関係法人に対する管理体制等

- a. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。また、受託会社の受託業務について内部統制の有効性・妥当性について、独立した監査人が監査を行っており、当該監査人による報告書を受託会社より受取ります。
- b. 運用の外部委託を行う場合は、その外部運用委託先に対して、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、外部運用委託先に対して定期的に運用状況ならびに運用ガイドラインの遵守状況の報告を義務付け、その内容をリスク管理委員会に報告します。

運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更されることがあります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は分配を行わない場合があります。
- c. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金に関する留意事項

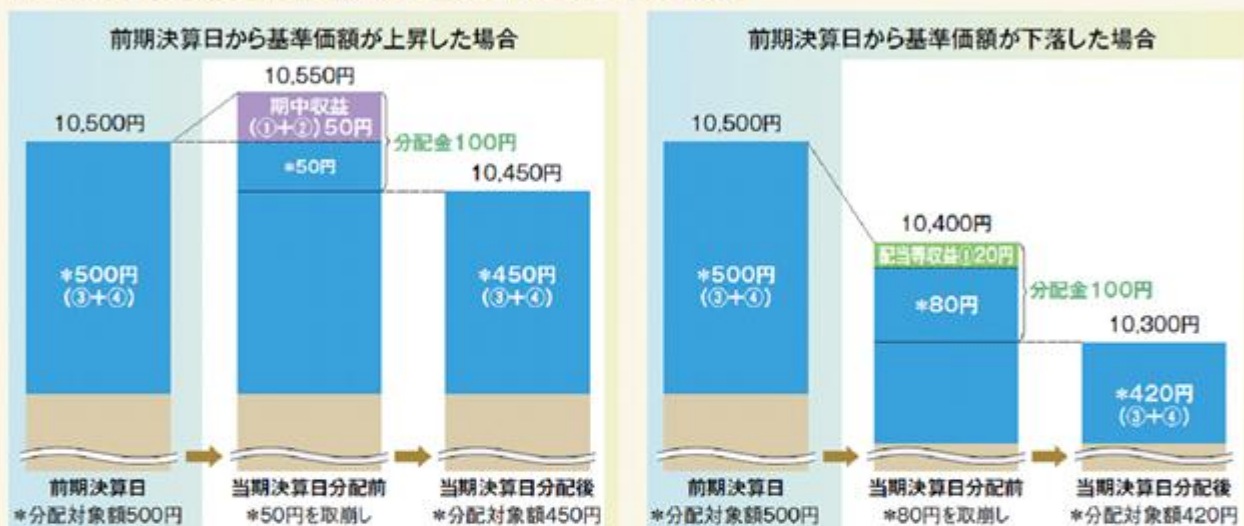
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

普通分配金に対する課税については後記「4 手数料等及び税金」「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】

本ファンドの信託約款に基づく投資制限

a. 株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

b. 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

c. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

1. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 上記1.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

d. 同一銘柄の株式等への投資制限

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 上記1.および2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e. 投資信託証券への投資制限

1. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託の投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託の投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 上記1.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
3. 同一銘柄の上場投資信託の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

f. 外貨建資産への投資制限

1. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と、マザーファンドの信託財産の属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の20を超えることとなる場合には、速やかにこれを調整します。
2. 上記1.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

g. 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、次のイ)からへ)に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ) 株式分割により取得する株券
 - ハ) 有償増資により取得する株券
 - ニ) 売り出しにより取得する株券
 - ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記ホ）のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

h. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象 運用の指図範囲等 b.の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本h.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本h.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象 運用の指図範囲等 b.の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象 運用の指図範囲等 b.の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額（以下本ロ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本h.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

i. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本3.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 4. 上記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- j. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 4. 上記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 5. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

6. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
7. 本j.に規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
8. 本j.に規定する「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本8.において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本8.において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- k. デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- l. 同一銘柄の転換社債等への投資制限
 1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産の属する転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 2. 上記1.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- m. 有価証券の貸付の指図および範囲
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を下記イ)およびロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 2. 上記1.のイ)およびロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

n. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

o. 外国為替予約の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産の属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

p. 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

q. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

r. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

s. 再投資の指図

委託会社は、上記r.の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

t. 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限

a. 同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

b. デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを指図してはならないとされています。

c. 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図してはならないものとされています。

（参考）

「あおぞら・日本株式集中投資戦略マザーファンド」の投資方針の概要

（１）投資方針

基本方針

マザーファンドは、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方針

a. 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

b. 投資態度

1. ファンダメンタル・ボトムアップ・リサーチにより厳選したわが国の株式に集中投資を行います。
2. 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
3. 運用の指図に関する権限をアライアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社に委託します。
4. 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
5. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

投資の対象とする資産の種類

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記（３）投資制限h.からj.までに定めるものに限りま。
3. 金銭債権
4. 約束手形

- b. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

運用の指図範囲等

- a. 委託会社（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りま。
 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記11.の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1.の証券および上記12.ならびに上記17.の証券または証書のうち上記1.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記6.までの証券、上記14.に定める投資法人債券および上記12.ならびに上記17.の証券または証書のうち上記2.から上記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および上記14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- b. 委託会社は、信託金を、上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの
 - c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記b.に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（３）投資制限

マザーファンドの信託約款に基づく投資制限

a. 株式への投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

b. 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

c. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 同一銘柄の株式等への投資制限

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 投資信託証券への投資制限

1. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託の投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 同一銘柄の上場投資信託の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

f. 外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の20を超えることとなる場合には、速やかにこれを調整します。

g. 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、次のイ)からへ)に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ロ) 株式分割により取得する株券

ハ) 有償増資により取得する株券

ニ) 売り出しにより取得する株券

ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券

へ）信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記ホ）のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

h. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引（および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象有価証券の時価総額の範囲内とします。

ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記（２）投資対象 運用の指図範囲等 b.の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本h.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本h.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品の時価総額の範囲内とします。

ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記（２）投資対象 運用の指図範囲等 b.の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本h.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

i. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産にかかる保有金利商品の合計額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6. 本j.に規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
7. 本j.に規定する「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引のスワップ幅を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- k. デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- l. 同一銘柄の転換社債等への投資制限
委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- m. 有価証券の貸付の指図および範囲
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を下記イ)およびロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 2. 上記1.のイ)およびロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- n. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- o. 外国為替予約の指図および範囲
 1. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- p. 公社債の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 2. 上記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 4. 上記1.の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。
- q. 信用リスク集中回避のための投資制限
- 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- r. 有価証券売却等の指図
- 委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- s. 再投資の指図
- 委託会社は、上記r.の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

法令に基づく投資制限

- a. 同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法）
- 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはならないとされています。
- b. デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
- 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを指図してはならないとされています。

c. 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

（１）投資リスク（基準価額の変動要因）

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので、基準価額は変動します。したがって、投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。本ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家の皆さまに帰属します。

本ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

株価変動リスク

本ファンドは実質的に日本の株式に投資を行いますので、株価変動リスクを伴います。一般に株式市場が下落した場合には、本ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は下落し、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、本ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。また、国内や海外の社会・政治・経済情勢等の影響を受けて、本ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

流動性リスク

本ファンドは実質的に一部、日本の中小型株式に投資を行う場合がありますので、流動性リスクを伴います。中小型株式は、一般に株式市場全体の平均に比べ市場規模や取引量が少ないため、経済状況の悪化や、本ファンドに大量の設定解約が生じた場合等には、市場実勢から期待される価格や評価価格通りに取引できない可能性があり、本ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

集中投資リスク

本ファンドは実質的に少数の銘柄に集中投資を行いますので、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比べて、１銘柄の株価変動による影響が大きいくと考えられます。そのため、本ファンドの基準価額は、日本の株式市場全体の平均的な値動きにかかわらずより大きく変動する場合や、市場全体の動きとは異なる動きをする場合があります。投資対象とする特定の銘柄を大量に売却しなければならなくなった場合、市場動向および取引量の状況によっては、不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等もしくはコンピュータ・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、本ファンドの基準価額が下落する場合があります。

デリバティブ取引に関するリスク

本ファンドは、株式関連の派生商品（先物・スワップ等）に投資を行う場合があります。先物・スワップ等のデリバティブ取引は、現物資産への投資に代わり投資目的を効率的に達成するために用いられますが、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性があり、その目的を達成できる保証はありません。デリバティブの価格は、主として基礎となる原資産の価格に依存しこれらによって変動しますが、基礎となる原資産の価格以上に変動することがあります。このため、デリバティブの価格の動きが本ファンドの基準価額の下落要因となり投資元本を割り込むことがあります。

取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、スワップ取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクを伴います。

（２）その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に本ファンドで資金借入れを行うことによって本ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は本ファンドが負担することになります。

当初設定および償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、本ファンドの運用方針に従った運用ができない場合があります。また、本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。これにより、本ファンドの運用方針に従った運用ができない場合や、一時的に購入・換金の受付を停止する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の事象等が発生した場合には、本ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情があるときは、受託会社と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益率を示すものではありません。投資家の本ファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。本ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

（３）投資リスクの管理体制

委託会社では、投信管理部門において、関係法令、本ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内には設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、代表取締役、常勤取締役、投信管理部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。

上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

※本ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※本ファンドの設定日が2015年3月13日のため、本ファンドの年間騰落率は2016年3月以降のデータを、分配金再投資基準価額は2015年3月末以降のデータをそれぞれ表示しています。

本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

※上記グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、本ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、本ファンドの設定日が2015年3月13日のため、本ファンドについては2016年3月～2018年10月の各月末の直近1年間の騰落率を表示しています。

※本ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<代表的な各資産クラスの指数>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

※東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

※MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している国内で発行された公債・利付国債の市場全体の動向を表す指数です。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

※FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当該指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

本ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に3.24%^{*}（税抜3%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

^{*} 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

申込手数料は、本ファンドの説明、募集・販売の取扱い等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

「自動けいぞく投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料の詳細については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先（あおぞら投信株式会社）>

委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>

委託会社の電話番号：03-6752-1051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

- a. 信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6578%（税抜1.535%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬につき、委託会社、受託会社および販売会社間の配分ならびにこれらに対価とする役務の内容については下記の通りとします。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
1.08% （税抜 1.00%）	0.54% （税抜 0.50%）	0.0378% （税抜 0.035%）	
ファンド運用、法定書類等作成、基準価額算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種報告書の送付、各種事務手続き、口座管理等に係る対価	信託財産の保管・管理、委託会社からの運用指図実行等の対価	1.6578% （税抜 1.535%）

- b. 上記a.の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産から支弁します。
- c. 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、本ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行う本ファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、本ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。
- d. 投資顧問会社に対する報酬は、委託会社が本ファンドから受ける報酬から支払われますので、本ファンドの信託財産からの直接的な支弁は行いません。委託会社は投資顧問会社が受ける報酬の額および支弁時期を、投資顧問会社との間で別に定めます。

支払時期

信託報酬等は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記の諸経費は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額を表示することができません。

上記に定める諸経費のほか、次の各号に掲げる諸費用（消費税等相当額を含みます。以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

なお、下記b.からe.までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。

- a. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- b. 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
- c. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- d. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により発行される受益証券の発行および管理事務に係る費用
- e. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- f. この信託に係る格付の取得に要する費用

委託会社は、上記に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用額を上限として固定率により算出される金額または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

上記の規定に基づき、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、本ファンドの純資産総額に対して年率0.20%を上限として計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のときに当該諸費用を信託財産中より支弁します。

上記およびののうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。

- a. 有価証券売買時の売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
- b. 監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- c. 印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
- d. 本ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用

ご購入からご換金または償還までにご負担いただく当該手数料等の合計額については、ファンドの運用状況、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本について

a. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については「c. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

b. 一部解約時および償還時の課税について

< 個人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

< 法人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除が適用されます。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）をご利用の場合は、満20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。））の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

上記は、本書提出日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成30年10月31日現在です。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、各投資比率の合計は端数処理の関係上、100％にならない場合があります。

（１）【投資状況】

あおぞら・日本株式フォーカス戦略ファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,592,714,378	100.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	9,438,618	0.26
合計(純資産総額)		3,583,275,760	100.00

（参考）あおぞら・日本株式集中投資戦略マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	10,952,330,400	95.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	524,141,490	4.56
合計(純資産総額)		11,476,471,890	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

あおぞら・日本株式フォーカス戦略ファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	あおぞら・日本株式集中投資戦略マ ザーファンド	2,582,085,941	1.3969	3,607,174,056	1.3914	3,592,714,378	100.26

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.26
合計	100.26

（参考）あおぞら・日本株式集中投資戦略マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	247,300	4,468.93	1,105,168,645	4,570.00	1,130,161,000	9.84
2	日本	株式	ダイキン工業	機械	84,700	12,535.15	1,061,727,699	13,125.00	1,111,687,500	9.68
3	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	520,900	2,084.86	1,086,006,380	2,095.00	1,091,285,500	9.50
4	日本	株式	S O M P Oホールディングス	保険業	199,400	4,553.04	907,877,363	4,680.00	933,192,000	8.13
5	日本	株式	日本電産	電気機器	63,100	16,048.32	1,012,649,164	14,490.00	914,319,000	7.96
6	日本	株式	I H I	機械	218,200	3,943.37	860,444,549	4,130.00	901,166,000	7.85
7	日本	株式	ソニー	電気機器	142,700	5,661.59	807,908,893	6,140.00	876,178,000	7.63
8	日本	株式	塩野義製薬	医薬品	117,400	5,658.81	664,344,884	7,232.00	849,036,800	7.39
9	日本	株式	ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	297,300	3,004.12	893,127,690	2,782.00	827,088,600	7.20
10	日本	株式	デンソー	輸送用機器	151,700	5,869.22	890,360,674	5,050.00	766,085,000	6.67
11	日本	株式	清水建設	建設業	512,500	1,009.39	517,317,438	916.00	469,450,000	4.09
12	日本	株式	日立物流	陸運業	140,000	2,992.15	418,901,892	2,904.00	406,560,000	3.54
13	日本	株式	島津製作所	精密機器	134,500	3,090.77	415,709,644	2,853.00	383,728,500	3.34
14	日本	株式	ニチレイ	食料品	107,300	2,875.03	308,491,242	2,725.00	292,392,500	2.54

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	4.09
		食料品	2.54
		医薬品	17.24
		機械	17.53
		電気機器	15.60
		輸送用機器	6.67
		精密機器	3.34
		陸運業	3.54
		卸売業	9.50
		銀行業	7.20
		保険業	8.13
合計			95.43

【投資不動産物件】

あおぞら・日本株式フォーカス戦略ファンド
該当事項はありません。

（参考）あおぞら・日本株式集中投資戦略マザーファンド
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

あおぞら・日本株式フォーカス戦略ファンド
該当事項はありません。

（参考）あおぞら・日本株式集中投資戦略マザーファンド
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

あおぞら・日本株式フォーカス戦略ファンド

平成30年10月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成27年 9月10日）	2,887,923,777	2,887,923,777	0.9775	0.9775
第2計算期間末（平成28年 3月10日）	3,270,783,038	3,270,783,038	0.9168	0.9168
第3計算期間末（平成28年 9月12日）	3,664,144,764	3,664,144,764	0.9380	0.9380
第4計算期間末（平成29年 3月10日）	4,312,522,351	4,352,706,505	1.0732	1.0832
第5計算期間末（平成29年 9月11日）	3,393,232,779	3,422,863,982	1.1452	1.1552
第6計算期間末（平成30年 3月12日）	3,733,527,320	3,763,527,845	1.2445	1.2545
第7計算期間末（平成30年 9月10日）	3,643,976,088	3,676,325,679	1.1264	1.1364
平成29年10月末日	3,059,895,031	—	1.2925	—
11月末日	2,935,754,227	—	1.2991	—
12月末日	3,078,718,091	—	1.2967	—
平成30年 1月末日	3,467,156,938	—	1.3085	—
2月末日	3,772,835,854	—	1.2704	—
3月末日	3,923,999,916	—	1.2105	—
4月末日	3,961,188,819	—	1.2007	—
5月末日	3,890,411,280	—	1.1797	—
6月末日	3,793,008,343	—	1.1588	—
7月末日	3,725,988,079	—	1.1424	—
8月末日	3,812,654,210	—	1.1578	—
9月末日	3,953,398,218	—	1.2304	—
10月末日	3,583,275,760	—	1.1196	—

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成27年 3月13日～平成27年 9月10日	0.0000
第2計算期間	平成27年 9月11日～平成28年 3月10日	0.0000
第3計算期間	平成28年 3月11日～平成28年 9月12日	0.0000
第4計算期間	平成28年 9月13日～平成29年 3月10日	0.0100
第5計算期間	平成29年 3月11日～平成29年 9月11日	0.0100
第6計算期間	平成29年 9月12日～平成30年 3月12日	0.0100
第7計算期間	平成30年 3月13日～平成30年 9月10日	0.0100

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	平成27年 3月13日～平成27年 9月10日	2.3
第2計算期間	平成27年 9月11日～平成28年 3月10日	6.2
第3計算期間	平成28年 3月11日～平成28年 9月12日	2.3
第4計算期間	平成28年 9月13日～平成29年 3月10日	15.5
第5計算期間	平成29年 3月11日～平成29年 9月11日	7.6
第6計算期間	平成29年 9月12日～平成30年 3月12日	9.5
第7計算期間	平成30年 3月13日～平成30年 9月10日	8.7

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	平成27年 3月13日～平成27年 9月10日	3,171,216,006	216,824,824	2,954,391,182
第2計算期間	平成27年 9月11日～平成28年 3月10日	1,326,379,388	713,194,182	3,567,576,388
第3計算期間	平成28年 3月11日～平成28年 9月12日	483,689,336	144,927,830	3,906,337,894
第4計算期間	平成28年 9月13日～平成29年 3月10日	1,239,775,791	1,127,698,215	4,018,415,470
第5計算期間	平成29年 3月11日～平成29年 9月11日	1,146,039,117	2,201,334,250	2,963,120,337
第6計算期間	平成29年 9月12日～平成30年 3月12日	1,580,307,668	1,543,375,453	3,000,052,552
第7計算期間	平成30年 3月13日～平成30年 9月10日	474,969,063	240,062,499	3,234,959,116

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

< 参考情報 >

本ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2018年10月31日現在

基準価額・純資産の推移

2015年3月13日(設定日)～2018年10月31日



- 基準価額の推移は、本ファンドの信託報酬控除後の価額です。
- 基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。
- 上記は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

決算日	2016年9月	2017年3月	2017年9月	2018年3月	2018年9月	設定来累計
分配金	0円	100円	100円	100円	100円	400円

- 収益分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合や、分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

■資産構成比

資産	比率
株式	96.4%
現金・その他	3.6%
合 計	100.0%

- 比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合に、本ファンドにおけるマザーファンドの組入比率を乗じて算出しています。

■組入上位10銘柄

	銘柄	業種	比率
1	武田薬品工業	医薬品	9.8%
2	ダイキン工業	機械	9.7%
3	伊藤忠商事	卸売業	9.5%
4	SOMPOホールディングス	保険業	8.1%
5	日本電産	電気機器	8.0%
6	IHI	機械	7.9%
7	ソニー	電気機器	7.6%
8	塩野義製薬	医薬品	7.4%
9	ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	7.2%
10	デンソー	輸送用機器	6.7%

- 比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

基準価額・純資産総額

基準価額	11,196円
純資産総額	35.83億円

期間騰落率 (年率換算前)

期 間	ファンド
1 ヶ月	-9.0%
3 ヶ月	-1.1%
6 ヶ月	-5.9%
1 年	-11.9%
3 年	9.9%
設定来	15.9%

- 本ファンドの期間騰落率は信託報酬控除後のものです。なお、換金時の費用、税金等を考慮していません。
- 本ファンドの期間騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。また、実際の投資家利回りとは異なります。

■組入上位10業種

	業種	比率
1	機械	18.4%
2	医薬品	18.1%
3	電気機器	16.3%
4	卸売業	10.0%
5	保険業	8.5%
6	銀行業	7.6%
7	輸送用機器	7.0%
8	建設業	4.3%
9	陸運業	3.7%
10	精密機器	3.5%

- 比率は、保有株式の時価総額に対する割合です。

年間収益率の推移 (1万口当たり、税引前)



- 本ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。
- 2015年は設定日(3月13日)から年末までの騰落率、2018年は1月から10月末までの騰落率を表示しています。
- 2013年から2014年までは参考指標の騰落率を表示しています。なお、参考指標は2013年8月から算出開始されたため、2013年は8月から年末までの騰落率を表示しています。
- 本ファンドはベンチマークを設定していません。参考指標はあくまで参考情報であり、本ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 本ファンドの取得申込は、各申込期間における販売会社の営業日において行われます。本ファンドの取得申込の受付は、原則として午後3時までに行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の取扱いとなります。
- (2) 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」と税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。なお、販売会社によっては取扱いコースが異なることがあります。「自動けいぞく投資コース」を利用される場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で累積投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約を締結するものとします。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (3) 本ファンドの申込価格は、取得申込受付日の基準価額とします。
- (4) 本ファンドの申込単位は、販売会社が委託会社の承諾を得て定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍とします。
- (5) 本ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に3.24%^{*}（税抜3%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
^{*} 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。
- (6) 販売会社の申込手数料および申込単位の詳細については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。
＜照会先（あおぞら投信株式会社）＞
委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>
委託会社の電話番号：03-6752-1051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
- (7) 申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。
- (8) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があると判断したときは、本ファンドの取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込を取消することができます。
- (9) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において一部解約の実行の請求を行うことができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後 3 時まで一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の扱いとなります。
- (3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- (4) 一部解約の単位は、販売会社が別に定める単位とします。
- (5) 解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。
＜照会先（あおぞら投信株式会社）＞
委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>
委託会社の電話番号：03-6752-1051（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）
- (6) 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して 5 営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いするものとします。
- (7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には別途制限を設ける場合があります。
- (8) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。
- (9) 本ファンドの受益権の換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

本ファンドの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」という場合があります。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：マザーファンド受益証券の基準価額に基づいて評価します。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出され、下記の照会先または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

<照会先（あおぞら投信株式会社）>

委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>

委託会社の電話番号：03-6752-1051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は、信託契約締結日から原則として無期限とします。

（４）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年3月11日から9月10日までおよび9月11日から翌年3月10日までを原則とします。ただし、第1計算期間は2015年3月13日から2015年9月10日までとします。

上記の規定にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託契約の解約

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託に係る受益権の総口数が10億口を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難なときには適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「 信託約款の変更等」の規定に従います。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は下記「 信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「 信託約款の変更等」に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本 に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記b.から上記e.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用報告書

- a. 委託会社は、毎年3月および9月の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投信法第14条第4項に定める運用報告書）を作成し、かつ知っている受益者に交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- b. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投信法第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
<掲載先（あおぞら投信株式会社）>
委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>
- c. 上記b.の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

関係法人との契約の更改等

- a. 委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の募集等・販売の取扱等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。投資信託受益権の募集等・販売の取扱等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

- b. 委託会社と投資顧問会社との間の投資一任契約は、契約締結の日から本ファンドの信託終了日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約する場合があります。投資一任契約は、当事者間の合意により変更することができます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.aozora-im.co.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に应じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して５営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2） 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（3） 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。

一部解約金の支払いは、原則として換金（解約）受付日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等において行うものとし、

（4） 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

（１）本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成30年3月13日から平成30年9月10日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1 【財務諸表】

【あおぞら・日本株式フォーカス戦略ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 平成30年 3月12日現在	第7期 平成30年 9月10日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,733,527,320	3,643,976,088
未収入金	59,638,514	132,890,794
流動資産合計	3,793,165,834	3,776,866,882
資産合計	3,793,165,834	3,776,866,882
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	30,000,525	32,349,591
未払解約金	-	66,279,259
未払受託者報酬	608,702	722,446
未払委託者報酬	26,326,243	30,961,984
その他未払費用	2,703,044	2,577,514
流動負債合計	59,638,514	132,890,794
負債合計	59,638,514	132,890,794
純資産の部		
元本等		
元本	3,000,052,552	3,234,959,116
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	733,474,768	409,016,972
（ 分配準備積立金 ）	311,750,626	289,631,661
元本等合計	3,733,527,320	3,643,976,088
純資産合計	3,733,527,320	3,643,976,088
負債純資産合計	3,793,165,834	3,776,866,882

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自 平成29年 9月12日 至 平成30年 3月12日	第7期 自 平成30年 3月13日 至 平成30年 9月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	297,792,897	308,289,235
営業収益合計	297,792,897	308,289,235
営業費用		
受託者報酬	608,702	722,446
委託者報酬	26,326,243	30,961,984
その他費用	2,703,044	2,577,514
営業費用合計	29,637,989	34,261,944
営業利益又は営業損失（ ）	268,154,908	342,551,179
経常利益又は経常損失（ ）	268,154,908	342,551,179
当期純利益又は当期純損失（ ）	268,154,908	342,551,179
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	147,429,207	16,088,758
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	430,112,442	733,474,768
剰余金増加額又は欠損金減少額	457,520,978	91,911,446
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	457,520,978	91,911,446
剰余金減少額又は欠損金増加額	244,883,828	57,557,230
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	244,883,828	57,557,230
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	30,000,525	32,349,591
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	733,474,768	409,016,972

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	本ファンドの計算期間は、原則として、毎年9月11日から3月10日まで及び、3月11日から9月10日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、平成30年 3月13日から平成30年 9月10日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第6期 平成30年 3月12日現在	第7期 平成30年 9月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,000,052,552口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,234,959,116口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2445円 (10,000口当たり純資産額) (12,445円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1264円 (10,000口当たり純資産額) (11,264円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期 自 平成29年 9月12日 至 平成30年 3月12日	第7期 自 平成30年 3月13日 至 平成30年 9月10日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 8,874,970円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 10,320,678円
2. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等 A 14,542,167円 収益額 費用控除後・繰越欠 B 106,183,534円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 451,724,667円 分配準備積立金額 D 191,024,925円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 763,475,293円 象収益額 本ファンドの期末残 F 3,000,052,552口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 2,544円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 100円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 30,000,525円	2. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等 A 0円 収益額 費用控除後・繰越欠 B 0円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 311,106,182円 分配準備積立金額 D 289,631,661円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 600,737,843円 象収益額 本ファンドの期末残 F 3,234,959,116口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 1,857円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 100円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 32,349,591円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第6期 自 平成29年 9月12日 至 平成30年 3月12日	第7期 自 平成30年 3月13日 至 平成30年 9月10日
1．金融商品に対する取組方針		本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及びリスク		本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク及び金利変動等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等に晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制		委託会社では、投信管理部門において、運用パフォーマンスの評価・分析及び運用に係るリスクのモニタリングならびに関係法令・運用の基本方針等の遵守状況のモニタリングを行っております。モニタリングの結果はコンプライアンス部及び社内に設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析及び是正勧告等の監督を行っております。運用の外部委託を行う場合は、当該外部運用委託先に対し定期的に前述と同等程度の報告を義務付けることにより、リスク管理を実施しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第6期 平成30年 3月12日現在	第7期 平成30年 9月10日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。	同左
2．時価の算定方法		有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 上記以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第6期 自 平成29年 9月12日 至 平成30年 3月12日	第7期 自 平成30年 3月13日 至 平成30年 9月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,963,120,337円	3,000,052,552円
期中追加設定元本額	1,580,307,668円	474,969,063円
期中一部解約元本額	1,543,375,453円	240,062,499円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第6期 平成30年 3月12日現在	第7期 平成30年 9月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	153,957,733	278,625,809
合計	153,957,733	278,625,809

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	あおぞら・日本株式集中投資戦略マザーファンド	2,609,924,143	3,643,976,088	
合 計		2,609,924,143	3,643,976,088	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

本ファンドは「あおぞら・日本株式集中投資戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

あおぞら・日本株式集中投資戦略マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成30年 3月12日現在	平成30年 9月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	259,751	167,707
コール・ローン	907,958,944	379,407,245
株式	10,783,042,120	10,158,187,700
未収入金	96,433,706	267,987,842
未収配当金	1,198,500	6,178,700
流動資産合計	11,788,893,021	10,811,929,194
資産合計	11,788,893,021	10,811,929,194
負債の部		
流動負債		
未払金	64,585,325	64,591,790
未払解約金	641,629,977	168,814,433
未払利息	2,487	1,039
流動負債合計	706,217,789	233,407,262
負債合計	706,217,789	233,407,262
純資産の部		
元本等		
元本	7,316,111,741	7,576,718,493
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	3,766,563,491	3,001,803,439
元本等合計	11,082,675,232	10,578,521,932
純資産合計	11,082,675,232	10,578,521,932
負債純資産合計	11,788,893,021	10,811,929,194

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（計算日に最終相場の ない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計 上しております。

（貸借対照表に関する注記）

平成30年 3月12日現在	平成30年 9月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 7,316,111,741口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 7,576,718,493口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5148円 (10,000口当たり純資産額) (15,148円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3962円 (10,000口当たり純資産額) (13,962円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 平成29年 9月12日 至 平成30年 3月12日	自 平成30年 3月13日 至 平成30年 9月10日
1. 金融商品に対する取組方針		本ファンドは、投資信託及び投資法人に 関する法律第2条第4項に定める証券投資 信託であり、信託約款に規定する「運用 の基本方針」に従い、有価証券等の金融 商品に対して投資として運用することを 目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク		本ファンドが保有する金融商品の種類 は、有価証券、コール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク及び金利変動 等の市場リスク、信用リスク及び流動性 リスク等に晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制		委託会社では、投信管理部門において、 運用パフォーマンスの評価・分析及び運 用に係るリスクのモニタリングならびに 関係法令・運用の基本方針等の遵守状況 のモニタリングを行っております。モニ タリングの結果はコンプライアンス部及 び社内に設置されたリスク管理委員会に 報告されます。リスク管理委員会は投信 管理部門からの報告事項に対して、必要 な報告聴取、調査、リスクの評価分析及 び是正勧告等の監督を行っております。 運用の外部委託を行う場合は、当該外部 運用委託先に対し定期的に前述と同等程 度の報告を義務付けることにより、リス ク管理を実施しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	平成30年 3月12日現在	平成30年 9月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	自 平成29年 9月12日 至 平成30年 3月12日	自 平成30年 3月13日 至 平成30年 9月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	平成29年 9月12日	平成30年 3月13日
期首元本額	4,913,406,305円	7,316,111,741円
期末元本額	7,316,111,741円	7,576,718,493円
期中追加設定元本額	6,042,256,422円	1,649,027,438円
期中一部解約元本額	3,639,550,986円	1,388,420,686円
元本の内訳＊		
あおぞら・日本株式フォーカス戦略ファンド	2,464,699,842円	2,609,924,143円
あおぞら・日本株式集中投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	4,851,411,899円	4,966,794,350円

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成30年 3月12日現在	平成30年 9月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	333,382,742	60,566,407
合計	333,382,742	60,566,407

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
九電工	73,000	4,250.00	310,250,000	
ニチレイ	238,800	2,747.00	655,983,600	
ポーラ・オルビスホールディングス	90,000	3,425.00	308,250,000	
塩野義製薬	132,900	6,462.00	858,799,800	
ダイキン工業	71,100	14,105.00	1,002,865,500	
I H I	170,100	4,085.00	694,858,500	
日本電産	65,800	15,735.00	1,035,363,000	
ソニー	168,300	6,245.00	1,051,033,500	
デンソー	186,000	5,252.00	976,872,000	
島津製作所	158,500	3,210.00	508,785,000	
日立物流	97,200	3,000.00	291,600,000	
伊藤忠商事	494,500	1,950.00	964,275,000	
ニトリホールディングス	24,000	16,365.00	392,760,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	1,041,000	593.00	617,313,000	
S O M P Oホールディングス	108,900	4,492.00	489,178,800	
合 計	3,120,100		10,158,187,700	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

あおぞら・日本株式フォーカス戦略ファンド

平成30年10月31日現在

資産総額	3,593,222,091円
負債総額	9,946,331円
純資産総額（ - ）	3,583,275,760円
発行済口数	3,200,428,240口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1196円
（1万口当たり純資産額）	（11,196円）

（参考）あおぞら・日本株式集中投資戦略マザーファンド

平成30年10月31日現在

資産総額	12,524,950,083円
負債総額	1,048,478,193円
純資産総額（ - ）	11,476,471,890円
発行済口数	8,248,050,201口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3914円
（1万口当たり純資産額）	（13,914円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1．受益権の名義書換の事務等

本ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

2．受益者名簿

作成しません。

3．受益者集会

開催しません。

4．受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益権の譲渡

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 上記(1)の申請のある場合には、上記(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 委託会社は、上記(1)に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

10. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額	4億5,000万円
会社が発行する株式の総数	45,000株
発行済株式総数	18,000株
最近5年間における主な資本金の額の増減	
設立 2014年2月4日	資本金2億2,500万円
2017年5月26日	資本金4億5,000万円に増資

（2）会社の機構（本書提出日現在）

会社の意思決定機構

経営の意思決定ならびに業務執行における重要事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に従い委託会社の業務執行の全般について指揮統括します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、投資委員会において行われます。投資委員会は、代表取締役、常勤取締役、運用部ならびに各部署の代表で構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。運用部は、ファンドの商品企画・設計を行い、「運用の基本方針」を策定し、投資委員会に上程します。投資委員会において、運用部から上程されるファンドの「運用の基本方針」、ファンド・オブ・ファンズに組入れるファンド、運用権限の一部委託先等について、国内外の経済・市場状況、競合状況、販売会社等を通じた需要等を勘案し議論、分析を行い、合議のうえ、その諾否を決定します。運用部は、投資委員会で承認された運用方針に基づき、ファンド毎の運用計画を策定または事後チェック体制に基づいて運用の指図を行います。運用パフォーマンスの評価・分析および運用に係るリスクのモニタリングならびに法令・運用の基本方針等の遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した投信管理部門で行います。上記の結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、代表取締役、常勤取締役、投信管理部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。運用の外部委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、定期的に前述と同等程度の報告を義務付け、リスク管理を実施します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として第二種金融商品取引業にかかる業務の一部として勧誘業務を行うことができます。

なお、2018年10月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	29	88,144,937,627
単位型株式投資信託	11	66,468,561,819
合計	40	154,613,499,446

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		前事業年度末 （平成29年 3月31日現在）		当事業年度末 （平成30年 3月31日現在）	
科目	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	2		118,471		491,534
前払費用			3,524		5,193
未収入金	2		27,124		28,690
未収委託者報酬			61,419		98,323
流動資産計			210,540		623,741
固定資産					
有形固定資産	1		1,666		13,504
建物		44		12,832	
器具備品		78		672	
建設仮勘定		1,543		-	
無形固定資産					333
ソフトウェア		-		333	
固定資産計			1,666		13,837
資産合計			212,206		637,579
（負債の部）					
流動負債					
未払金			70,206		99,620
未払手数料	2	29,617		47,902	
その他未払金	2	40,588		51,718	
未払費用			2,875		3,901
未払法人税等			1,920		4,008
未払消費税等			12,472		3,075
預り金			26,576		32,266
資産除去債務			5,692		-
流動負債計			119,743		142,871
固定負債					
資産除去債務			-		11,941
繰延税金負債			-		3,518
固定負債計			-		15,459
負債合計			119,743		158,331
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			225,000		450,000
資本剰余金			225,000		450,000
資本準備金		225,000		450,000	
利益剰余金			357,537		420,751
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		357,537		420,751	
純資産合計			92,462		479,248
負債・純資産合計			212,206		637,579

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年 3月31日）		当事業年度 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
営業収益					
委託者報酬		503,215		569,431	
営業収益計			503,215		569,431
営業費用					
支払手数料	1	226,222		258,640	
支払投資顧問料		51,503		54,720	
広告宣伝費		9,128		4,625	
調査費		8,208		14,086	
委託計算費		20,181		20,827	
営業雑経費		20,432		27,437	
通信費		1,772		3,410	
印刷費		17,544		22,897	
協会費		1,115		1,129	
営業費用計			335,677		380,336
一般管理費					
給料	1	187,226		200,456	
役員報酬		49,327		53,301	
給料・手当		113,899		114,470	
賞与		23,999		32,684	
法定福利費	1	20,486		23,036	
交際費		462		733	
旅費交通費		9,491		9,727	
租税公課		2,819		7,084	
不動産賃借料	1	9,093		16,786	
賃借料	1	3,826		3,542	
固定資産減価償却費		2,299		699	
資産除去債務利息費用		103		101	
支払報酬料		7,879		6,850	
消耗品費		368		5,830	
保守修理費		55		128	
会議費		194		297	
保険料		274		276	
送金手数料		692		935	
一般管理費計			245,275		276,487
営業損失			77,737		87,392
営業外収益					
受取利息	1	5		2	
雑収入		5,097		490	
営業外収益計			5,103		493
営業外費用					
資産除去債務履行差額		-		1,196	
営業外費用計					1,196
經常損失			72,634		88,096
税引前当期純損失			72,634		88,096
法人税、住民税及び事業税	1		25,559		28,400
法人税等調整額			1,169		3,518
当期純損失			45,904		63,214

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	225,000	225,000	225,000	311,633	311,633	138,366	138,366
当期変動額							
当期純損失				45,904	45,904	45,904	45,904
当期変動額合計	-	-	-	45,904	45,904	45,904	45,904
当期末残高	225,000	225,000	225,000	357,537	357,537	92,462	92,462

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	225,000	225,000	225,000	357,537	357,537	92,462	92,462
当期変動額							
当期純損失				63,214	63,214	63,214	63,214
新株の発行	225,000	225,000	225,000			450,000	450,000
当期変動額合計	225,000	225,000	225,000	63,214	63,214	386,785	386,785
当期末残高	450,000	450,000	450,000	420,751	420,751	479,248	479,248

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

親会社である株式会社あおぞら銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

未適用の会計基準等

（「収益認識に係る会計基準」等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年 3月31日現在)	当事業年度 (平成30年 3月31日現在)
有形固定資産の減価償却累計額	6,711千円	950千円

2．関係会社に対する資産・負債

	前事業年度 (平成29年 3月31日現在)	当事業年度 (平成30年 3月31日現在)
流動資産		
預金	74,354千円	155,095千円
未収入金	27,124	28,690
流動負債		
未払手数料	23,101	36,031
その他未払金	31,474	36,626

（損益計算書関係）

1．関係会社に対する事項

	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
支払手数料	129,864千円	135,925千円
給料	187,226	200,456
法定福利費	20,047	22,671
不動産賃借料	9,093	16,786
賃借料	2,692	2,429
受取利息	5	2
法人税、住民税及び事業税	27,124	28,690

当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から受領する金額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,000株	-	-	9,000株

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,000株	9,000株	-	18,000株

（変動事由の概要）

普通株式の増加数の内訳は、親会社である株式会社あおぞら銀行を引受先とする募集株式9,000株の発行によるものであります。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成29年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	118,471	118,471	-
(2) 未収入金	27,124	27,124	-
(3) 未収委託者報酬	61,419	61,419	-
資産計	207,015	207,015	-
(1) 未払手数料	29,617	29,617	-
(2) その他未払金	40,588	40,588	-
負債計	70,206	70,206	-

当事業年度（平成30年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	491,534	491,534	-
(2) 未収入金	28,690	28,690	-
(3) 未収委託者報酬	98,323	98,323	-
資産計	618,548	618,548	-
(1) 未払手数料	47,902	47,902	-
(2) その他未払金	51,718	51,718	-
負債計	99,620	99,620	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収入金、並びに(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料、並びに(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	118,471	-
(2) 未収入金	27,124	-
(3) 未収委託者報酬	61,419	-
合計	207,015	-

当事業年度（平成30年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	491,534	-
(2) 未収入金	28,690	-
(3) 未収委託者報酬	98,323	-
合計	618,548	-

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年 3月31日現在)	当事業年度 (平成30年 3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	887	1,194
未払賞与	9,638	11,148
資産除去債務	1,756	3,656
未払事業税	503	1,138
未払事業所税	42	196
繰越欠損金	36,259	43,149
減価償却超過額	140	-
繰延資産償却超過額	642	331
繰延税金資産小計	49,871	60,816
評価性引当額	49,871	60,816
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	-	3,518
繰延税金負債合計	-	3,518
繰延税金資産(負債)の純額	-	3,518

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から26箇月と見積り、割引率は1.471%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
期首残高	7,542
時の経過による調整額	103
見積りの変更による減少額	1,954
期末残高	5,692

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から360箇月と見積り、割引率は0.808%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首残高	5,692
有形固定資産の取得に伴う増加額	11,853
時の経過による調整額	101
資産除去債務の履行による減少額	5,706
期末残高	11,941

(セグメント情報等)

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員の受入 出向者の受入 事務代行	税額のうち連結納税親会社からの受入	27,124	未収入金	27,124
							出向者負担金	207,274	その他未払金	31,474
							代行手数料	129,864	未払手数料	23,101

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	増資の引受 役員の受入 出向者の受入 事務代行	増資の引受	450,000	-	-
							税額のうち連結納税親会社からの受入	28,690	未収入金	28,690
							出向者負担金	223,128	その他未払金	36,626
							代行手数料	135,925	未払手数料	36,031

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	あおぞら 証券(株)	東京都 千代田 区	30	金融商 品取引 業	なし	事務代 行	代行 手数料	93,687	未払 手数料	5,694

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	あおぞら 証券(株)	東京都 千代田 区	30	金融商 品取引 業	なし	事務代 行	代行 手数料	113,332	未払 手数料	8,832

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。

(2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)あおぞら銀行（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
1株当たり純資産額	10,273.62円	26,624.92円
1株当たり当期純損失金額	5,100.49円	3,798.04円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
当期純損失(千円)	45,904	63,214
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	45,904	63,214
普通株式の期中平均株式数(株)	9,000	16,644

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ 4 ）および（ 5 ）において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（ 3 ）および（ 4 ）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および本ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額

324,279百万円(2018年9月末現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<(ご参考)再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円(2018年9月末現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(2018年11月末現在)

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	銀行法により、銀行業を営んでいます。
株式会社筑波銀行	48,868百万円	
株式会社トマト銀行	17,810百万円	
株式会社富山銀行	6,730百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	
GMOクリック証券株式会社	4,346百万円	
中銀証券株式会社	2,000百万円	
とうほう証券株式会社	3,000百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

（３）投資顧問会社

名称

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社

資本金の額

234.2百万円（2018年9月末現在）

事業の内容

投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務等を行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付等を行います。

（２）販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

（３）投資顧問会社

投資顧問会社として、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図を行います

3【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

販売会社である株式会社あおぞら銀行は、委託会社の株式を18,000株（持株比率100.0%）保有しています。

（３）投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下の通りです。

平成30年 6 月11日	有価証券届出書
平成30年 6 月11日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平 木 達 也
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 田 信 之
--------------------	---------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月5日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山

田

信

之

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあおぞら・日本株式フォーカス戦略ファンドの平成30年3月13日から平成30年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら・日本株式フォーカス戦略ファンドの平成30年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

あおぞら投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。